

消 食 基 第 415 号
令和 7 年 6 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部訂正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年 11 月 30 日付け厚生食基発 1130 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）でお示ししてきたところですが、その内容の一部に誤りがあったことから、別紙のとおり訂正いたします。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配意をお願いします。

訂正箇所	正	誤																
別紙 21 の被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体の天然成分、無機物又はそれらの誘導体中、無機物又はその誘導体	別紙 21	別紙 21																
	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体																
	<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>天然成分、無機物又はそれらの誘導体</td><td></td></tr><tr><td>無機物又はその誘導体</td><td></td></tr><tr><td><u>エトキシ化、フェニルエチル化及びプロペニル化</u>処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	天然成分、無機物又はそれらの誘導体		無機物又はその誘導体		<u>エトキシ化、フェニルエチル化及びプロペニル化</u> 処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩		<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>天然成分、無機物又はそれらの誘導体</td><td></td></tr><tr><td>無機物又はその誘導体</td><td></td></tr><tr><td><u>アリル化、エトキシ化及びフェニルエチル化</u>処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	天然成分、無機物又はそれらの誘導体		無機物又はその誘導体		<u>アリル化、エトキシ化及びフェニルエチル化</u> 処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩	
	名称	使用制限等																
	天然成分、無機物又はそれらの誘導体																	
無機物又はその誘導体																		
<u>エトキシ化、フェニルエチル化及びプロペニル化</u> 処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩																		
名称	使用制限等																	
天然成分、無機物又はそれらの誘導体																		
無機物又はその誘導体																		
<u>アリル化、エトキシ化及びフェニルエチル化</u> 処理されたフェノール並びに硫酸からなるエステルのアンモニウム塩																		